

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

(一社) しんきん保証基金保証付 無担保住宅ローン

令和 5 年 12 月 1 日現在

商品名	● （一社）しんきん保証基金保証付 無担保住宅ローン ● （一社）しんきん保証基金保証付 無担保住宅ローンプライム									
ご利用 いただける方	当金庫の会員または会員となる資格を有する以下の全てを満たす方。 ● 当金庫の営業地区内に居住または勤務されている方。 ● 満 20 歳以上で安定継続した収入がある方。 ● 当金庫貸付(事業資金、住宅ローン等)にかかる（根）抵当権を除き、自宅建物について(根)抵当権、差押等の各種登記がされていない方（ただし、本件の借換で抹消となる他行庫住宅ローンにかかる(根)抵当権、および資金使途がリフォーム資金またはリフォームの借換資金の場合の他行庫住宅ローンにかかる抵当権は除く）。 ● （一社）しんきん保証基金の保証を受けられる方。									
プライム対象 者	● 本件ローン申込みをしんきん個人ローンインターネット申込受付システム（ネットシステム）で行った方。 ● 申込日時点または貸付実行日時点において、次のいずれかの条件を満たす方。 <table><tr><td></td><td>対象ローン</td><td>条 件</td></tr><tr><td>a</td><td>すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン</td><td>利用状況が次のいずれかに該当する ・貸付実行日から 6 ヶ月以上経過 ・完済して 3 年以内</td></tr><tr><td>b</td><td>すべての基金保証付カードローン ※教育カード（春いちばん）は含まない。</td><td>次のいずれかに該当する ・契約中 ・新規契約する(無担保住宅ローンプライムの貸付実行日以前(同日を含む)に契約する)</td></tr></table>		対象ローン	条 件	a	すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン	利用状況が次のいずれかに該当する ・貸付実行日から 6 ヶ月以上経過 ・完済して 3 年以内	b	すべての基金保証付カードローン ※教育カード（春いちばん）は含まない。	次のいずれかに該当する ・契約中 ・新規契約する(無担保住宅ローンプライムの貸付実行日以前(同日を含む)に契約する)
	対象ローン	条 件								
a	すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン	利用状況が次のいずれかに該当する ・貸付実行日から 6 ヶ月以上経過 ・完済して 3 年以内								
b	すべての基金保証付カードローン ※教育カード（春いちばん）は含まない。	次のいずれかに該当する ・契約中 ・新規契約する(無担保住宅ローンプライムの貸付実行日以前(同日を含む)に契約する)								
お使いみち	● 申込人が居住（居住予定を含む）し申込人もしくはその家族が所有している自宅、またはその家族が居住（居住予定を含む）し申込人が所有している自宅にかかる次の資金。 ①：不動産購入資金、新築資金、建替資金、リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用。 ※インテリアや家電等購入資金を付随する場合は 100 万円以内であること。 ※土地のみの購入資金は、隣地購入または底地購入が対象となります。 ※住宅ローンの不足資金は対象外となります。 ※更地にするため空き家を取り壊す費用につきましては、ご融資金額 500 万円以内、保証期間 20 年以内となります。 ②：申込人が①を使途としたローン（無担保）の借換資金および借換に伴う繰上完済にかかる手数料。 ③：申込人が①を使途とした住宅ローンまたはそれを借換えたものの借換資金および借換に伴う繰上完済にかかる手数料。									
ご融資金額	● 1 万円以上 2, 000 万円以内（1 万円単位）									
ご利用期間	● 3 ヶ月以上 25 年以内									

ご融資利率	● 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ● 変動金利でのお取扱いとなります。 ● お借入後の利率の見直しは3月1日と9月1日の年2回とし、基準金利（当金庫短期プライムレートに連動して決定される当金庫所定の金利）の変更に伴い、その変更幅と同じ幅で引き下げまたは引き上げられます。 ● 変更後の融資利率の適用開始日 ①：元利均等返済の場合は、毎年3月と9月の翌月（4月と10月）の約定返済日の翌日を適用開始日とし、適用開始日以後の最初の約定返済日または増額返済日から新利率による返済が始まります。 ②：元金均等返済の場合は、毎年3月と9月の翌月（4月と10月）の約定返済日の翌日を適用開始日とし、翌月（4月と10月）の約定返済日から新利率による返済が始まります。
ご返済方法	● 毎月元金均等返済、または元利均等返済（元金返済据置期間は6カ月以内） ● 融資金額の50%以内の元金については、6カ月毎の増額（ボーナス）返済の併用も可能です。 ● 返済額の変更 ①：融資実行日から毎年9月1日を基準とする5回目の融資利率の見直しを行うまで、返済額の変更は致しません。元金返済額と利息支払額の占める割合のみを変更します。 ②：返済額の変更は、毎年9月1日の基準日を5回経過した後に行います。 ③：以後毎年9月1日の基準日を5回経過する毎に新返済額を算出します。 ④：新返済額は「前回返済額×1.25倍」を超えないものとします。
保証人・担保	● （一社）しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。但し、ご融資金額1,000万円を超える場合は団体信用生命保険の加入が条件となり、加入できない場合は法定相続人1名の連帯保証（または連帯債務）が必要となります。
保証料	● ご融資利率に含まれておりますので、別途保証料をご用意いただく必要はございません。
手数料 （融資実行後）	● ご融資条件を変更される場合、条件変更手数料5,500円（消費税込）がかかります。 ● 期限前に繰上償還及び一部繰上償還を行う場合、該当返済元金に対し0.55%の手数料がかかります。
団体信用 生命保険	● ご融資金額が1,000万円を超える場合は、原則、団体信用生命保険のご加入が条件となります。但し、団体信用生命保険に加入できない場合は、法定相続人1名が連帯保証（または連帯債務）を承諾した場合に限り取扱いが可能となります。 ● 一般団信にご加入の場合は、保険料として年0.30%が融資利率に別途上乗せされます。 ● がん団信にご加入の場合は、保険料として年0.40%が融資利率に別途上乗せされます。 ● 三大疾病特約団信にご加入の場合は、保険料として年0.46%が融資利率に別途上乗せされます。 ● 三大疾病就業不能団信にご加入の場合は、保険料として年0.50%が融資利率に別途上乗せされます。 ● 一般団信夫婦連生にご加入の場合は、保険料として年0.60%が融資利率に別途上乗せされます。 ● がん団信夫婦連生にご加入の場合は、保険料として年0.70%が融資利率に別途上乗せされます。 ● 三大疾病団信夫婦連生にご加入の場合は、保険料として年0.82%が融資利率に別途上乗せされます。 ● 三大疾病就業不能団信夫婦連生にご加入の場合は、保険料として年0.90%が融資利率に別途上乗せされます。

苦情処理措置・ 紛争解決措置	● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～16:00 電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00～17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00～17:00、電話011-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他	● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめ了承ください。 ● 現在のご融資利率、ご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせください。